

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		関連事業者の営業許可の取消し
根拠条例・規則等名		さいたま市食肉中央卸売市場業務規程
条 項		第 2 8 条
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>第1種関連事業者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。 2 禁錮以上の刑に処せられたとき。 3 業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるとき。 4 正当な理由がないのに許可の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。 5 正当な理由がないのに許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。 6 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。 7 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。 <p>第2種関連事業者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるとき。 2 正当な理由がないのに許可の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。 3 正当な理由がないのに許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。 4 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。 5 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 令和2年6月21日最終改正
備 考		